

**室内温水プール整備事業者選定アドバイザー
業務委託仕様書**

令和6年3月

1. 業務名

室内温水プール整備事業者選定アドバイザー業務委託

2. 業務の背景と目的

箕面市（以下「本市という。」）において、令和5年度に実施した「室内温水プール整備検討支援業務委託」の結果、民間プールの活用と並行して室内温水プールを1ヶ所整備することで、全小学校の水泳授業の民間委託の実施が可能となること、民間のノウハウ及び小学校プール施設の集約化による有利な起債を最大限に活用することで整備費用や運営・維持管理費用を可能な限り圧縮できる可能性が高いことが明らかとなった。

これらの結果を踏まえ、本市は、施設の整備、運営・維持管理を一体的に民間事業者に発注する「DBO方式」にて、総合水泳・水遊場事業用地（西ノ池跡地）に室内温水プールを1施設整備するための「室内温水プール整備基本方針」を策定した。

本業務は、本市が計画する室内温水プールの整備事業（以下「本事業」という。）を、DBO事業として適切に実施して行くために必要な事項の整理、検討、助言及び関係書類の作成等の業務支援を、高度な創造性や専門的な技術及び経験を有する業者に委託することを目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和6年12月31日まで

4. 整備対象施設

室内温水プール

5. 業務内容

1. 公募資料等の作成

- (1) 実施方針の作成
- (2) 実施方針等に関する質問回答書の作成
- (3) 募集要項の作成
- (4) 優先交渉権者選定基準の作成
- (5) 要求水準書の作成
- (6) 事業契約書（案）の作成
- (7) 募集要項等に関する質問回答書の作成

公募資料等の原案を作成し、本市の担当職員の確認を受けるものとする。

本市の担当職員は、公募資料案に修正が必要であると認められる場合、受託者に対し、措置を指示できるものとする。

2. 事業契約締結補助

- (1) 事業契約協議

- (2) 仮契約の締結補助
- (3) 本契約の締結補助

本市が行う事業者との事業契約締結等において、協議における論点の整理、利害の評価と譲歩の判断等の助言、契約書案等の作成を行い、契約が本市側の有利かつ円滑に進むよう支援する。

6. 協議・打合せ

本業務における打合せは、業務着手時1回、中間打合せ4回、業務完了時1回、計6回を基本とするが、その他必要と認める時には打合せを行う。

7. 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、本仕様書に記載なき事項等について疑義を生じた場合は、その都度速やかに本市と協議の上、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、通知、通達等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の遂行上必要な資料のうち、本市が所有する資料はこれを貸与する。なお、受託者は貸与された資料のリストを作成の上、提出し、業務完了時にすべて返却する。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守しなければならない。
- (5) 本事業をDBO方式で実施する場合の事業費については、本市で算定を行う。
- (6) 受託者は、弁護士等の専門家を選任の上、合理的な範囲の事務を再委託することができる。
- (7) 受託者及び受託者と資本又は人事面等において一定の関係があると認められる者は、本事業における事業者（コンソーシアムの場合は、その構成員または協力企業）として応募することはできない。また、事業者のアドバイザー等となってはならない。なお、「一定の関係がある」とは、受託者との間に、親会社、子会社の関係がある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係がある場合及び役員の兼任等を行っている場合をいう。

8. 成果品

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- (8) 業務報告書 …………… A4版 2部
- (9) 上記電子データ …………… 一式

表 業務内容の詳細

項 目		業務内容
公募資料等の作成	実施方針の作成	実施方針及びその他資料等の整理・文章化
	実施方針等に関する質問回答書の作成	実施方針等に関する質問の整理、回答書の文章化等
	募集要項の作成	募集手続きや参加資格要件等の整理・文章化
	優先交渉権者選定基準の作成	審査方法等の整理・文章化
	要求水準書の作成	施設整備業務、維持管理業務、運営業務等の要求水準書の作成
	事業契約書（案）の作成	リスク分担、債務分担、事業終了時等の整理・文章化
	募集要項等に関する質問回答書の作成	募集要項等に関する質問の整理、回答書の文章化等
事業契約締結補助	事業契約協議	事業契約書（案）の内容について優先交渉権者と協議
		協議結果に基づき事業契約書（案）を修正
	仮事業契約の締結補助	仮事業契約締結に係る事務の補助
	本事業契約の締結補助	事業契約締結に係る事務の補助